

## 地域型保育振興について

## 1 目的

国の公定価格（教育・保育、地域型保育に通常要する経費の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）は、全国統一の単価で積算を行っており、地域加算を勘案しても、都市部における保育所等の運営は厳しくなると予想される。

特に地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられ、区の保育資源確保や保育の質向上の観点から、その安定的な運営が必要不可欠である。

そこで、地域型保育事業者に対し、その運営経費の一部を補助することにより、安定的・継続的な保育環境の確保に資することを目的とする。

## 2 事業概要

地域型保育事業者に対し、以下のとおり運営費の加算補助を行う。

## (1) 建物賃借料加算

主に賃貸物件で運営される地域型保育事業においては、建物賃借料の負担が大きいことから、その軽減を図る。

内 容 建物賃借料に対する補助

補助額 1施設あたり 上限 25万円/月

## (2) 代替保育士加算

認可保育所に比べ小規模であり、職員配置に限りがあることから、職員が資質向上のために研修を受講する場合などについて、代替保育士を配置するための経費の一部を補助し、保育内容の充実を図る。

内 容 代替保育士の配置に要する経費に対する補助

補助額 1施設あたり 上限 31,920円/月

## 3 予算額

23,682千円